

一般廃棄物処理の許可手続 に関する

ご意見をお寄せください

9/11 月 ▶ 10/11 水 まで

静岡市では、民間のリサイクル技術や施設を有効利用することで、一般廃棄物のリサイクルを促進するとともに、市の清掃工場における焼却・溶融処理量の抑制、それに伴う温室効果ガスの発生や最終処分場への埋立量の削減を図るため、民間事業者によるリサイクル処理が可能となるよう、一定の要件に該当する場合に、新たに一般廃棄物処理の許可を行うこととします。

今回、それに伴い **新たに規程を整備するため**、皆様のご意見を募集します。

許可の要件

一般廃棄物の処分業、収集運搬業及び一般廃棄物処理施設の設置の許可にあたっては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律による手続きが必要です。本市では、今後、法の定める許可要件のほか、次に該当する場合に許可を行います。

処分業	<p>再生利用のために一般廃棄物(家庭ごみ・事業ごみ)の処分を行う場合で、次の<u>すべての要件を満たす場合</u></p> <ul style="list-style-type: none"> 当該処分が廃棄物の再生利用の方法として通常行われているものであり、処理過程や処理後物の取引市場等が確立されていること。 処分する一般廃棄物の大部分が再生利用されること。 一般廃棄物を安定・継続的に再生利用し得る具体的な処理計画を有すること。 一日あたりの処理能力が5 t 以上の一般廃棄物処理施設において処分を行うこと。
収集運搬業	<p>次の<u>いずれかの要件を満たす場合</u></p> <p>①再生利用のための一般廃棄物(事業ごみ)を一般廃棄物処理施設(再生利用施設)へ運搬する場合</p> <p>②既に一般廃棄物(事業ごみ)の収集運搬業許可を有している者が、<u>一時多量ごみ※</u>を取り扱う場合 (※「一時多量ごみ」とは引っ越しごみなど一時に多量に発生する家庭ごみを指します。)</p>
施設設置	<p>次の要件を満たす場合 (※この要件は、市が行政指導として求めるものです。)</p> <ul style="list-style-type: none"> 法に基づく許可申請前に住民説明会の開催などの手続を行うこと。 施設の立地、構造及び維持管理に関する基準を遵守すること。

今回整備する規程

許可を行うにあたり必要となる各種規程を次のとおり整備します。

規程の名称 (仮称)	主な内容
静岡市一般廃棄物処理業等許可に関する審査基準	<p>一般廃棄物の処分業、収集運搬業及び一般廃棄物処理施設設置の許可に際し、法の定める許可要件への適否を判断するための具体的な基準を定めます。</p> <p>(例：法の許可要件である「廃棄物処理を的確に行うに足る知識・技能を有すること」や「市の一般廃棄物処理計画に適合すること」等の具体的な基準)</p>
静岡市一般廃棄物処理施設等の設置等に関する指導要綱	<p>一般廃棄物処理施設を設置する際の住民説明会の開催等の手続や施設の立地・構造に関する基準など、施設の設置に関して事業者の方に遵守していただきたい事項を定めます。</p>
静岡市一般廃棄物処理施設の維持管理に関する指導基準	<p>一般廃棄物処理施設の補修・点検に関することなど、施設の維持管理に関して事業者の方に遵守していただきたい事項を定めます。</p>
静岡市一般廃棄物処理業等許可に関する行政指導指針	<p>上記のほか一般廃棄物の処分業、収集運搬業及び一般廃棄物処理施設設置の許可等に際し必要な事項を定めます。(例：申請時の添付書類に関すること)</p>